

平成28年(ヨ)第25号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件(第1事件)

平成28年(ヨ)第26号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件(第2事件)

決 定 骨 子

第1 主文

1 第1事件及び第2事件の各債権者らの申立てをいずれも却下する。

2 申立費用は、第1事件及び第2事件の各債権者らの負担とする。

第2 理由の骨子

債権者らは、発電用原子炉施設である伊方発電所3号機(本件原発)を設置、運転している債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を申し立てた。

本件においては、審理・判断方法が問題となっているほか、①新規制基準の策定上の手続等及び規定内容等の合理性、②地震に対する安全性確保対策の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性、④使用済燃料ピット等の安全性、⑤地すべりと液状化現象に対する安全性、⑥火山事象に対する安全性確保対策の合理性、⑦シビアアクシデント対策の合理性、⑧住民避難計画の合理性が主たる争点となっている。

当裁判所は、基本的には、債務者が、新規制基準の内容に不合理な点がないこと及び本件原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと(専門的な知識を必要とする事柄について、その分野の知見に照らし、無理のない思考に基づいて適合性判断がされていること)を、債権者らによる指摘を踏まえ、相当の根拠、資料に基づき、主張疎明する必要がある、裁判所はこのような観点から審理・判断すべきであると解した上、債務者において、各争点に関して上記不合理な点がないこと等の疎明があると判断するなどし、結論として、本件申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠き、理由がないとして、これをいずれも却下することとした。

以上